大阪府

令　和　９　年　度

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科

入 学 者 選 抜 実 施 要 項

大阪府教育委員会

目　次

第１　全般的な事項 ･･･ 1
Ⅰ　入学者選抜の種類及び実施校等 ･･･ 1
Ⅱ　募集人員 ･･･ 2
Ⅲ　通学区域 ･･･ 2
Ⅳ　出　願 ･･･ 2
１　出願方法 ･･･ 2
２　出願手続き ･･･ 2
３　受験票の交付 ･･･ 3
４　その他 ･･･ 3
第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜 ･･･ 4
Ⅰ　応募資格 ･･･ 4
Ⅱ　出願、検査等、入学者の選抜等 ･･･ 4
１　出　願 ･･･ 4
２　検査等 ･･･ 5
３　入学者の選抜 ･･･ 5
４　合格発表 ･･･ 5
Ⅲ　中学校等における進学指導 ･･･ 5
Ⅳ　留意すべき事項等 ･･･ 5
Ⅴ　入学志願者の審査等 ･･･ 6
１　入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者 ･･･ 6
２　府教育委員会の承認書の提出を必要とする者 ･･･ 6
Ⅵ　調査書及び推薦書 ･･･ 7
１　全般的留意事項 ･･･ 7
２　作成上の留意事項 ･･･ 7
Ⅶ　追検査 ･･･ 8
１　検査の種類 ･･･ 8
２　追適性検査による判定 ･･･ 8
３　合格発表 ･･･ 8
第３　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜 ･･･ 9
Ⅰ　応募資格 ･･･ 9
Ⅱ　出願、検査等、入学者の選抜等 ･･･ 9
１　出　願 ･･･ 9
２　検査等 ･･･ 9
３　入学者の選抜 ･･･ 10
４　合格発表 ･･･ 10
Ⅲ　中学校等における進学指導 ･･･ 10
Ⅳ　留意すべき事項等 ･･･ 10
Ⅴ　入学志願者の審査等 ･･･ 10
Ⅵ　調査書及び推薦書等 ･･･ 10
１　全般的留意事項 ･･･ 10
２　作成上の留意事項 ･･･ 11
第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜 ･･･ 12
Ⅰ　応募資格 ･･･ 12
Ⅱ　出願、面接、入学者の選抜等 ･･･ 12
１　出　願 ･･･ 12
２　面　接 ･･･ 12
３　入学者の選抜 ･･･ 13
４　合格発表 ･･･ 13
Ⅲ　中学校等における進学指導 ･･･ 13
Ⅳ　留意すべき事項等 ･･･ 13
Ⅴ　入学志願者の審査等 ･･･ 14
１　入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者 ･･･ 14
２　府教育委員会の承認書の提出を必要とする者 ･･･ 14
Ⅵ　調査書及び推薦書 ･･･ 14
１　全般的留意事項 ･･･ 14
２　作成上の留意事項 ･･･ 15
第５　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜 ･･･ 16
Ⅰ　応募資格 ･･･ 16
Ⅱ　出願、面接、入学者の選抜等 ･･･ 16
１　出　願 ･･･ 16
２　面　接 ･･･ 16
３　入学者の選抜 ･･･ 17
４　合格発表 ･･･ 17
Ⅲ　中学校等における進学指導 ･･･ 17
Ⅳ　留意すべき事項等 ･･･ 17
Ⅴ　入学志願者の審査等 ･･･ 17
Ⅵ　調査書及び推薦書等 ･･･ 17
１　全般的留意事項 ･･･ 17
２　作成上の留意事項 ･･･ 17
様式集 ･･･ 19

令和９年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項

令和９年度大阪府立知的障がい高等支援学校（以下、「高等支援学校」という。）職業学科の入学者選抜は、本入学者選抜実施要項（以下、「本実施要項」という。）の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

第１　全般的な事項

Ⅰ　入学者選抜の種類及び実施校等

１　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下、「高等支援選抜」という。）を実施する支援学校は、次のとおりとする。

高等支援学校名（本校）
大阪府立たまがわ高等支援学校
大阪府立とりかい高等支援学校
大阪府立すながわ高等支援学校
大阪府立むらの高等支援学校
大阪府立なにわ高等支援学校

２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下、「高等支援補充選抜」という。）は、高等支援選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない高等支援学校において実施する。

３　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下、「共生推進教室選抜」という。）を実施する共生推進教室を設置する高等学校は、次のとおりとする。

高等支援学校名（本校）	共生推進教室を設置する高等学校名
大阪府立たまがわ高等支援学校	大阪府立金剛高等学校 大阪府立枚岡樟風高等学校
大阪府立とりかい高等支援学校	大阪府立北摂つばさ高等学校 大阪府立千里青雲高等学校
大阪府立すながわ高等支援学校	大阪府立信太高等学校 大阪府立久米田高等学校
大阪府立むらの高等支援学校	大阪府立緑風冠高等学校 大阪府立芦間高等学校
大阪府立なにわ高等支援学校	大阪府立東住吉高等学校 大阪府立今宮高等学校

４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜（以下、「共生推進教室補充選抜」という。）は、共生推進教室選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない共生推進教室を設置する高等学校において実施する。

Ⅱ　募集人員

募集人員は、別途発表する。

Ⅲ　通学区域

通学区域は、府内全域とする。

Ⅳ　出　願

１　出願方法

出願は大阪府立学校オンライン出願システム（以下「オンライン出願システム」という。）により行う（郵送による出願は認めない。）。

２　出願手続き

(1) 志願者による出願登録

志願者は、「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」から「**第５　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜**」の各選抜のページで示す「出願期間」の「志願者による出願登録期間」内に、次のア～エに示す出願データの登録等を行い出願するとともに、中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）の校長による承認を得る。

ア　マイページ案内の受領

志願者は、在籍する中学校等から、オンライン出願システムにログインするための「マイページ案内」を受領する。

イ　志願者情報の登録

志願者は、「マイページ案内」からオンライン出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者現住所、保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がない場合は後見人。以下同じ。）名、ふりがな、保護者現住所及び電話番号並びに顔写真等、必要事項を登録する。

ウ　出願情報の登録

志願者は、オンライン出願システムに、志願する選抜の種類、志願先校及び志望学科等並びに志願先に提出する承認書等の画像等データ（JPG又はPDFファイルによる。以下同じ。）等、必要事項を登録する。なお、登録すべき出願情報の詳細は各選抜のページを参照すること。

エ　特別事情のある志願者の承認書等の登録

(ｱ) 「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」から「**第５　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜**」の各選抜のページで示す「**Ⅴ　入学志願者の審査等**」の「**１　入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者**」に該当する者は、「入学志願特別事情申告書（様式K121又はK122）〔25又は26ページ〕」に必要事項を記入し、画像等データをオンライン出願システムに登録する。また、「**２　府教育委員会の承認書の提出を必要とする者**」に該当する者は、該当の承認書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

(ｲ) 令和９年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜において、別に定める受験上の配慮を承認された者は、該当の承認書等の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

(2) 中学校等の校長による承認等

中学校等の校長は、「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」から「**第５　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜**」の各選抜のページで示す「出願期間」の「中学校等の校長による承認期間」内に、次のア～ウに示す調査書情報（以下、「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続きを行う。

ア　調査書等の登録

中学校等の校長は、志願者の調査書及び推薦書情報（以下、「推薦書」という。）をオンライン出願システムに登録する。

イ　志願者情報及び出願情報の確認

中学校等の校長は、志願者がオンライン出願システムに登録した志願者情報及び出願情報が適正であることを確認する。

ウ　特別事情のある志願者の対応

中学校等の校長は、２の(1)エにより、入学志願特別事情申告書を登録した者について、記載された内容が適正であることを確認する。また府教育委員会が交付した承認書等を登録した者については、承認書等が適正であることを確認する。

(3) 高等支援学校長による出願受理

高等支援選抜及び高等支援補充選抜においては、高等支援学校長は、オンライン出願システムにより、志願者が登録し、中学校等の校長が承認した出願データを厳正に審査し、本実施要項にそわない出願については公正にこれを処理する。共生推進教室選抜及び共生推進教室補充選抜においては、高等支援学校長は、共生推進教室を設置する大阪府立高等学校（以下、設置校という。）の校長を通じて、オンライン出願システムにより、志願者が登録し、中学校等の校長が承認した出願データを厳正に審査し、本実施要項にそわない出願については公正にこれを処理する。

３　受験票の交付

(1) 受験票の交付

高等支援選抜及び高等支援補充選抜においては、高等支援学校長は、出願を受理した全志願者に対して、オンライン出願システムにより受験票を交付する。なお、共生推進教室選抜及び共生推進教室補充選抜においては、高等支援学校長は、設置校の校長を通じて、出願を受理した全志願者に対して、オンライン出願システムにより受験票を交付する。

(2) 受験票の印刷

志願者は、交付された受験票を印刷（Ａ４判）し、適性検査等の実施日に持参する。

４　その他

オンライン出願システムの利用方法等については、府教育委員会のウェブページ（「オンライン出願システム」https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/nyugaku/shienonlinesystem.html）で確認すること。

第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

Ⅰ　応募資格

高等支援選抜により入学を志願することのできる者は、

①　令和９年３月に中学校等を卒業又は修了（以下、「卒業」という。）する見込みの者

②　療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者

③　自主的な通学が可能である者

のいずれにも該当し、次の(1)、(2)又は(3)に該当する者とする。

(1) 大阪府内（以下「府内」という。）の中学校等を卒業する見込みの者であって、本人及び保護者の住所が府内にある者

（注）住所とは、住民登録がされている居所をいう。以下同じ。

(2) (1)以外の者のうち、「**Ⅴ　入学志願者の審査等**」の「**１**」の定めにより、入学志願特別事情申告書を提出する者

(3) (1)以外の者のうち、「**Ⅴ　入学志願者の審査等**」の「**２**」の定めにより、大阪府立知的障がい高等支援学校を設置する教育委員会が交付した承認書（以下「教育委員会の承認書」という。）を提出する者

Ⅱ　出願、検査等、入学者の選抜等

１　出　願

(1) 出願は、高等支援学校１校に限る。

(2) 出願期間

ア　志願者による出願登録期間 志願者情報等の入力期間 令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年２月16日（火）午後２時（※）
イ　中学校等の校長による承認期間 令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年２月16日（火）午後２時
ウ　志願先高等支援学校長による出願受理期間 令和９年２月15日（月）午前９時から令和９年２月16日（火）午後２時

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 出願情報の登録

ア　自己申告書（様式K111）〔21・22ページ〕

オンライン出願システムへの登録は、原則としてテキスト入力により行う。ただし、志願者本人によるテキスト入力が困難な場合は、様式K111に記入し、そのデータ（原則としてPDFファイルとする。）を登録してもよい。原則として志願者が作成する。ただし、入力又は記入にあたっては志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が行ってもよい。

イ　療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写しの画像等データを登録する。

ウ　（「**Ⅰ　応募資格**」の(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式K121）〔25ページ〕の画像等データを登録する。

エ　（「**Ⅰ　応募資格**」の(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

２　検査等

入学のための検査等として、面接及び適性検査を行う。

(1) 面接及び適性検査の実施日は、次のとおりとする。

	実　施　日	
面接	**２月18日**	**木**
適性検査	**２月19日**	**金**

(2) 検査等は、志願者全員について、当該高等支援学校において行う。

(3) 検査等の時間については、別途定める。

(4) 面接は、自己申告書に基づいて行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

(5) 適性検査の問題は、読み、書き、指示理解、作業等の基礎的な分野とし、府教育委員会が作成する。

３　入学者の選抜

高等支援学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等支援学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 選抜の資料は、調査書、推薦書、面接及び適性検査とする。

(3) 合格者の決定に当たっては、適性検査及び面接の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(4) 合格者の決定に当たって、(2)及び(3)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等支援学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(5) 高等支援学校長は、令和９年２月１日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

４　合格発表

合格発表は、**令和９年３月１日（月）午後２時**にオンライン出願システムにより行う。

また、合格発表とともに適性検査の得点を開示する。

Ⅲ　中学校等における進学指導

(1) 中学校等の校長は、高等支援学校設立の趣旨や教育内容等を踏まえ、志願が適切なものとなるよう、他の大阪府立支援学校との相違点を志願者・保護者に周知すること。

(2) 次の事項に十分留意し、適切な教育相談、進学指導を行うこと。

ア　職業に関する専門学科を設置する学校であること。

イ　選抜により入学者を決定すること。

ウ　２学期制であり、早期から職場実習等を実施すること。

エ　通学バスの運行がないこと。

オ　学校給食がないこと。

Ⅳ　留意すべき事項等

(1) 高等支援選抜に出願する者は、共生推進教室選抜及び令和９年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別入学者選抜(以下、「特別選抜」という。)、大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜（以下、「能勢分校選抜」という。）、海外から帰国した生徒の入学者選抜（以下、「帰国生選抜」という。）、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下、「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下、「自立支援選抜」という。）並びに大阪公立大学工業高等専門学校における学力検査選抜において併願はできない。

(2) 高等支援選抜の合格者は、高等支援補充選抜、共生推進教室補充選抜及び令和９年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般入学者選抜（以下、「一般選抜」という。）、二次入学者選抜（以下、「二次選抜」という。）並びに知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜（以下、「自立支援補充選抜」という。）に出願することができない。また、高等支援選抜の合格者で令和９年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。
(3) 志願者による出願後は、志願先高等支援学校の変更を認めない。
(4) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、高等支援学校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
(5) 高等支援学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
(6) 高等支援学校長は、志願者数、受験者数、合格者数、合格者の受験番号及び検査等の実施について、府教育委員会へ報告する。
(7) オンライン出願システムに登録された志願者情報等は入学者選抜に関する事務（統計処理など付随する事務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。

Ⅴ　入学志願者の審査等

１　入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)又は(2)に該当する者は入学志願特別事情申告書(様式 K121)〔25 ページ〕を作成し、画像等データをオンライン出願システムに登録する。

(1) 府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、
　ア　本人の住所が府内にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者
　イ　本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
　ウ　本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者
(2) 大阪府外（以下、「府外」という。）の中学校等を卒業する見込みの者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうち少なくとも一方の住所が府内にある者

２　府教育委員会の承認書の提出を必要とする者

府教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。
なお、詳細については別に定め、令和８年 11 月に府教育委員会のウェブページにて公表する。

(1) 対象者
次の各項のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたうえで、承認書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。
ただし、高等支援学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。
　ア　府内、府外の中学校等を卒業する見込みの者並びに外国において中学校に相当する学校を令和９年３月までに卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者
　（注）アについては、高等支援学校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等支援学校長に提出すること。
　イ　その他特別な事情のある者
(2) 提出書類
審査を希望する者は、次の書類を持参する。
　ア　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜応募資格審査申請書
　イ　オンライン出願システムの利用に係るアカウント発行依頼書（外国において学校教育における９年の課程を修了した者を除く。）

ウ　府内の転居予定先についての住居関係書類

エ　その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、**令和９年１月 18 日（月）から１月 22 日（金）**の午前 10 時から午後４時まで（午後０時 15 分から午後１時を除く。）とする。

なお、原則として(2)ウの提出が必要な者については、審査にかかる事前相談を行う。事前相談期間は、**令和８年 12 月４日（金）から 12 月 11 日（金）**までの間（土曜日、日曜日を除く。）の午前 10 時から午後４時まで（午後０時 15 分から午後１時を除く。）とする。

また、この期間内に事前相談又は審査を受けることのできなかった者について、府教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

Ⅵ　調査書及び推薦書

１　全般的留意事項

(1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。

(2) 調査書は、令和８年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和９年１月１日（金）から２月16日（火）までに転入学した者の調査書は原則として様式K154〔31ページ〕、様式K156〔33・34ページ〕により在籍していた中学校等に照会を行い、転入学した日をもって作成する。

(3) 府外の中学校等を卒業する見込みの者については、原則として本実施要項で定めている調査書（様式K151）〔27・28ページ〕で作成する。

(4) 高等支援学校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の「活動/行動の記録」の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

２　作成上の留意事項

(1) 調査書（様式K151）

中学校等の校長は別に通知する調査書ファイル（様式K151）〔27・28ページ〕に中学校等での教育活動全般における生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、生徒の人物像を示すと思われる事項を具体的に入力し、オンライン出願システムに登録する。

ア 「各教科の学習に関する記録」欄

各教科の学習内容について客観的で具体的な事実を、できるだけ詳細に示して記載する。記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するかの根拠（事実）とあわせて記載する。

なお、教育課程上実施していない教科がある場合は「記載事項なし」と記載する。

イ 「活動/行動の記録」欄

特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、客観的で具体的な事実をできるだけ詳細に示して記載する。

(2) 推薦書

中学校等の校長は、オンライン出願システムに「推薦する理由」、「障がいの状況及び貴校の教育内容に適している点並びに中学校等などにおける取組」について、できるだけ詳細に入力する。

Ⅶ　追検査

追検査を受験することのできる者は、高等支援選抜に出願した志願者のうち、検査等の当日に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日すべての検査を受験しなかった者とする。

ただし、高等支援選抜に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、高等支援選抜に係る追検査を受験することはできない。

なお、志願先高等支援学校は、高等支援選抜の出願時のものから変更することはできない。

１　検査の種類

追適性検査を設ける。

２　追適性検査による判定

(1) 申出

ア　申出期日は、**令和９年３月 11 日（木）の午後５時まで**とする。

イ　志願者は、中学校等の校長を通じて、オンライン出願システムにより志願先高等支援学校長に追検査を受験する旨を申し出る。

ウ　高等支援学校長は、追検査の受験が認められる者に対して、府教育委員会を通じて受験票を発行する。

(2) 検査の実施

ア　追適性検査は、**令和９年３月 16 日（火）午前９時 30 分**から行う。

イ　追適性検査は、追検査の申出をした志願者について各高等支援学校長が、府教育委員会の指定する場所において行い、採点は当該高等支援学校において行う。

ウ　追適性検査の問題は、読み、書き、指示理解、作業等の基礎的な分野とし、府教育委員会が作成する。

(3) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追適性検査の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定する。

なお、高等支援選抜の合格者数が募集人員を満たしている高等支援学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、高等支援選抜の合格者が募集人員を満たしていない高等支援学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

３　合格発表

合格発表は、**令和９年３月 18 日（木）午前 10 時**にオンライン出願システムにより行う。

第３　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜

高等支援補充選抜は、高等支援選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない高等支援学校（本校）において実施する。

Ⅰ　応募資格

高等支援補充選抜により入学を志願することのできる者は、「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」の「**Ⅰ　応募資格**」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

① 高等支援補充選抜出願時に、国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

② 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者

③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

Ⅱ　出願、検査等、入学者の選抜等

１　出　願

(1) 出願は、高等支援学校１校に限る。

(2) 出願期間

ア	志願者による出願登録期間 志願者情報等の入力期間 令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年３月23日（火）正午（※）
イ	中学校等の校長による承認期間 令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年３月23日（火）正午
ウ	志願先高等支援学校長による出願受理期間 令和９年３月23日（火）午前９時から令和９年３月23日（火）正午

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 出願情報の登録

ア　自己申告書（様式K111）〔21・22ページ〕

オンライン出願システムへの登録は、原則としてテキスト入力により行う。ただし、志願者本人によるテキスト入力が困難な場合は、様式K111に記入し、そのデータ（原則としてPDFファイルとする。）を登録してもよい。原則として志願者が作成する。ただし、入力又は記入にあたっては志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が行ってもよい。

イ　療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写しの画像等データを登録する。

ウ　（「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」の「**Ⅰ　応募資格**」の(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式K121）〔25ページ〕の画像等データを登録する。

エ　（「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」の「**Ⅰ　応募資格**」の(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

２　検査等

適性検査は実施せず、面接を行う。

(1) 面接の実施日は、**令和９年３月24日（水）**とする。

(2) 面接は、志願者全員について当該高等支援学校において行う。

(3) 面接の時間については、別途定める。
(4) 面接は、自己申告書に基づいて行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

３　入学者の選抜

高等支援学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等支援学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
(2) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
(3) 合格者の決定に当たっては、面接の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
(4) 合格者の決定に当たって、(2)及び(3)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等支援学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
なお、高等支援学校長は、令和９年３月18日（木）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

４　合格発表

合格発表は、**令和９年３月25日（木）午前10時**にオンライン出願システムにより行う。

Ⅲ　中学校等における進学指導

中学校等における進学指導については、本実施要項の「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」の「**Ⅲ　中学校等における進学指導**」に準じて行うこと。

Ⅳ　留意すべき事項等

(1) 高等支援補充選抜に出願する者は、共生推進教室補充選抜及び令和９年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次選抜、自立支援補充選抜において併願はできない。
(2) 高等支援補充選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。
(3) 志願者による出願後は、志願先高等支援学校の変更を認めない。
(4) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、当該高等支援学校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
(5) 高等支援学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
(6) 高等支援学校長は、志願者数、受験者数、合格者数及び検査等の実施について、府教育委員会へ報告する。
(7) オンライン出願システムに登録された志願者情報等は入学者選抜に関する事務（統計処理など付随する事務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。

Ⅴ　入学志願者の審査等

入学志願者の審査等については、本実施要項の「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」の「**Ⅴ　入学志願者の審査等**」に準じて行う。

ただし、審査期間については、別途府教育委員会のウェブページにて公表する。

Ⅵ　調査書及び推薦書等

１　全般的留意事項

(1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
(2) 調査書は、令和９年２月15日現在をもって作成する。ただし、令和９年２月16日（火）から３月23日（火）までに転入学した者の調査書は、原則として様式K154〔31ページ〕、様式K156〔33・34ページ〕により在籍していた中学校等に照会を行い転入学した日をもって作成する。

(3) 府外の中学校等を卒業する見込みの者については、原則として本実施要項で定めている調査書（様式K151）〔27・28ページ〕で作成する。

(4) 高等支援学校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の「活動/行動の記録」の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

２　作成上の留意事項

作成上の留意事項については、この要項の「**第２　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜**」の「**Ⅵ　調査書及び推薦書**」「**２　作成上の留意事項**」に従い作成する。

第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

Ⅰ　応募資格

共生推進教室選抜により入学を志願することのできる者は、

① 令和９年３月に府内の中学校等を卒業する見込みの者

② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者

③ 自主的な通学が可能である者

のいずれにも該当し、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

(1) 本人及び保護者の住所が府内にある者

(2) 前項(1)以外の者のうち、以下の「**Ⅴ　入学志願者の審査等**」の定めにより、入学志願特別事情申告書又は府教育委員会が交付した承認書を提出する者

Ⅱ　出願、面接、入学者の選抜等

１　出　願

(1) 出願は、１つの共生推進教室に限る。

(2) 出願期間

ア 志願者による出願登録期間
　志願者情報等の入力期間
　　令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年２月16日（火）午後２時（※）
イ 中学校等の校長による承認期間
　　令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年２月16日（火）午後２時
ウ 志願先高等学校長による出願受理期間
　　令和９年２月15日（月）午前９時から令和９年２月16日（火）午後２時

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 出願情報の登録

ア　自己申告書（様式 K112）〔23・24ページ〕

オンライン出願システムへの登録は、原則としてテキスト入力により行う。ただし、志願者本人によるテキスト入力が困難な場合は、様式K112に記入し、そのデータ（原則としてPDFファイルとする。）を登録してもよい。原則として志願者が作成する。ただし、入力又は記入にあたっては志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が行ってもよい。

イ　療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写しの画像等データを登録する。

ウ　（「**Ⅰ　応募資格**」の(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式 K122）〔26ページ〕又は府教育委員会が交付した承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

２　面　接

適性検査は実施せず、面接を実施する。

(1) 面接の実施日については、次のとおりとする。

実　施　日		設　置　校　名
２月18日	**木**	東住吉、北摂つばさ、金剛、久米田、今宮、千里青雲、芦間、枚岡樟風
２月19日	**金**	緑風冠
２月22日	**月**	信太

(2) 面接は、志願者全員について設置校において行う。
(3) 面接は、自己申告書に基づき、個人面接で行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。
(4) 面接の時間については、受験票交付後速やかに示す。
(5) 本選抜に出願した志願者のうち、(1)に示す面接実施日に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日面接を受験しなかった者に対して、２月25日（木）に面接を行う。詳細は別に定める。

３　入学者の選抜

高等支援学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等支援学校長は、設置校の校長と協議のうえ、選抜のための補助機関として選抜委員会を設置校に組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
(2) 選抜委員会には、助言者として設置校の校長が参加する。
(3) 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。
(4) 合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
(5) 合格者の決定に当たって、(3)及び(4)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等支援学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
(6) 高等支援学校長は、設置校の校長を通じて２月１日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

４　合格発表

合格発表は、**３月１日（月）午後２時**にオンライン出願システムにより行う。

Ⅲ　中学校等における進学指導

中学校等の校長は、志願する設置校の校長を通じて志願先高等支援学校長にあらかじめ連絡をとるとともに、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

Ⅳ　留意すべき事項等

(1) 共生推進教室選抜に出願する者は、高等支援選抜及び令和９年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜並びに大阪公立大学工業高等専門学校における学力検査選抜において併願はできない。
(2) 共生推進教室選抜の合格者は、高等支援補充選抜、共生推進教室補充選抜及び令和９年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち一般選抜、二次選抜並びに自立支援補充選抜に出願することができない。また、共生推進教室選抜の合格者で令和９年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。
(3) 志願者による出願後は、志願先共生推進教室の変更を認めない。
(4) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、高等支援学校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。
(5) 高等支援学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。
(6) 高等支援学校長は、設置校の校長を通じて志願者数、受験者数、合格者数、合格者の受験番号並びに入学状況及び面接実施結果を府教育委員会に報告する。
(7) オンライン出願システムに登録された志願者情報等は入学者選抜に関する事務（統計処理など付随する事務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。

Ⅴ　入学志願者の審査等

府教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。
なお、詳細については別に定め、令和８年11月に府教育委員会のウェブページにて公表する。

１　入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者は入学志願特別事情申告書（様式 K122）〔26 ページ〕を作成し、オンライン出願システムに登録する。

(1) 本人の住所が府内にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者
(2) 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
(3) 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

２　府教育委員会の承認書の提出を必要とする者

(1) 対象者

次の各項のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたうえで、承認書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。ただし、高等支援学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

ア　府内の中学校等を卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者
イ　その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を希望する者は、次の書類を持参する。

ア　大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜応募資格審査申請書
イ　府内の転居予定先についての住居関係書類
ウ　その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、**令和９年１月 18 日（月）から１月 22 日（金）の午前 10 時から午後４時**（午後０時 15 分から午後１時を除く。）までとする。

なお、上記期間内に審査を受けることのできない者等で、府教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は別に審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

Ⅵ　調査書及び推薦書

１　全般的留意事項

(1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。
(2) 調査書は、令和８年12月31日現在をもって作成する。ただし、令和９年１月１日（金）から２月16日（火）までに転入学した者の調査書は、様式 K155〔32ページ〕、様式 K157〔35・36ページ〕により在籍していた学校に照会を行い、転入学した日をもって作成する。
(3) 高等支援学校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、設置校の校長を通じて、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

２　作成上の留意事項

(1) 調査書

中学校等の校長は別に通知する調査書ファイル（様式K152）〔29・30ページ〕に中学校等での教育活動全般において、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価し、生徒の人物像を具体的に入力し、オンライン出願システムに登録する。

ア　「教科の学習に関する記録」欄及び「総合的な学習の時間に関する記録」欄

教科の学習及び総合的な学習の時間について、特に熱心に取り組んだことや成果のあった事項を文章表記で具体的に入力する。

イ　「活動/行動の記録」欄

特別活動や校内・校外での活動及び生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することについて、生徒の個性を多面的にとらえ、文章で具体的に入力する。

(2) 推薦書

中学校等の校長は、オンライン出願システムに「推薦する理由」、「障がいの状況及び中学校等などにおける生活のようす」、「仲間づくり、交流活動、出願する府立高校との連携など中学校等などにおける取組」について、できるだけ詳細に入力する。

第５　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

共生推進教室補充選抜は、共生推進教室選抜実施校のうち、合格者数が募集人員に満たない設置校において実施する。

Ⅰ　応募資格

共生推進教室補充選抜により入学を志願することのできる者は、「**第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜**」の「**Ⅰ　応募資格**」に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

① 共生推進教室補充選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

② 中等教育学校前期課程を修了する見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者

③ 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

Ⅱ　出願、面接、入学者の選抜等

１　出　願

(1) 出願は、１つの共生推進教室に限る。

(2) 出願期間

ア 志願者による出願登録期間 志願者情報等の入力期間 令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年３月23日（火）正午（※） イ 中学校等の校長による承認期間 令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年３月23日（火）正午 ウ 志願先高等学校長による出願受理期間 令和９年３月23日（火）午前９時から令和９年３月23日（火）正午

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 出願情報の登録

ア　自己申告書（様式 K112）〔23・24ページ〕

オンライン出願システムへの登録は、原則としてテキスト入力により行う。ただし、志願者本人によるテキスト入力が困難な場合は、様式K112に記入し、そのデータ（原則としてPDFファイルとする。）を登録してもよい。原則として志願者が作成する。ただし、記入又は入力にあたっては志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が行ってもよい。

イ　療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写しの画像等データを登録する。

ウ「**第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜**」の「**Ⅰ　応募資格**」の(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書（様式 K122）〔26ページ〕又は府教育委員会が交付する承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

２　面　接

適性検査は実施せず、面接を実施する。

(1) 面接は、**３月24日（水）に行う。**

(2) 面接は、志願者全員について設置校において行う。

(3) 面接は、自己申告書に基づき、個人面接で行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

(4) 面接の時間については、受験票交付後速やかに示す。

３　入学者の選抜

高等支援学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、本実施要項の「**第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜**」の「**Ⅱ　出願、面接、入学者の選抜等**」「**３　入学者の選抜**」の(1)～(5)に準じて行う。

なお、高等支援学校長は、設置校の校長を通じて３月18日（木）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

４　合格発表

合格発表は、**３月25日（木）午前10時**にオンライン出願システムにより行う。

Ⅲ　中学校等における進学指導

中学校等の校長は、志願する設置校の校長を通じて志願先高等支援学校長にあらかじめ連絡をとるとともに、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

Ⅳ　留意すべき事項等

(1) 共生推進教室補充選抜に出願する者は、高等支援補充選抜及び令和９年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち二次選抜、自立支援補充選抜において併願はできない。

(2) 共生推進教室補充選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合、その入学資格を失う。

(3) 志願者による出願後は、志願先共生推進教室の変更を認めない。

(4) 本実施要項の違反又は虚偽若しくは不正等が判明した場合は、当該高等支援学校長は府教育委員会と協議のうえ、その受験者を不合格とし、又は入学を取り消す。

(5) 高等支援学校長は、入学後の生徒について、できる限り早い時期にその健康状態を把握するよう努める。

(6) 高等支援学校長は、設置校の校長を通じて志願者数、受験者数、合格者数並びに入学状況及び面接実施結果を府教育委員会に報告する。

(7) オンライン出願システムに登録された志願者情報等は入学者選抜に関する事務（統計処理など付随する事務を含む。）及び入学者の登録事務に用いる。

Ⅴ　入学志願者の審査等

入学志願者の審査等については、本実施要項の「**第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜**」の「**Ⅴ　入学志願者の審査等**」に準じて行う。

Ⅵ　調査書及び推薦書

１　全般的留意事項

(1) 中学校等の校長は、作成のための補助機関として、教職員をもって調査書及び推薦書作成委員会を組織し、作成の公正を期する。

(2) 調査書は、令和９年２月15日現在をもって作成する。ただし、令和９年２月16日（火）から３月23日（火）までに転入学した者の調査書は、様式 K155〔32ページ〕、様式 K157〔35・36ページ〕により在籍していた学校に照会を行い、転入学した日をもって作成する。

(3) 高等支援学校長は、調査書及び推薦書中に理解困難な事項があった場合は、設置校の校長を通じて、中学校等の校長に説明を求めることができる。ただし、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容については、中学校等の校長に説明を求めることはできない。

２　作成上の留意事項

調査書及び推薦書は、本実施要項の「**第４　大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜**」の「**Ⅵ　調査書及び推薦書**」「**２　作成上の留意事項**」に従い作成する。

Memo

様　　式　　集

（様式K111表） 自己申告書＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞…… ２１

（様式K111裏） 〃 …… ２２

（様式K112表） 自己申告書＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜＞…… ２３

（様式K112裏） 〃 …… ２４

（様式K121） 入学志願特別事情申告書＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞ …… ２５

（様式K122） 入学志願特別事情申告書＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞ ・ ２６

（様式K151表） 調査書＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞…… ２７

（様式K151裏） 〃 …… ２８

（様式K152表） 調査書＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞…… ２９

（様式K152裏） 〃 …… ３０

（様式K154） 調査書資料に関する照会＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞ …… ３１

（様式K155） 調査書資料に関する照会＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞ ‥ ３２

（様式K156表） 調査書資料に関する証明＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞…… ３３

（様式K156裏） 〃 …… ３４

（様式K157表） 調査書資料に関する証明＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞・ ３５

（様式K157裏） 〃 …… ３６

（様式 K111 表）Ａ４判　　<高等支援選抜・高等支援補充選抜用>

令和９年度入学者選抜

※印は高等支援学校で記入する

受験番号	※	追検査

自　己　申　告　書

大阪府立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等支援学校長　様

下記のとおり、申告します。

志願者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

1　この学校を受験しようと思った理由を書いてください。

（注意）志願者本人が作成してください。記入等にあたっては、保護者など他の人に行ってもらってもかまいません。また、裏面にも記入欄があります。

（様式 K111 裏）　　志願者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　中学校等の学習の中で、あなたががんばったと思うことや、やってよかったと思うことを書いてください。

3　クラブなど中学校等での活動、中学校等以外の場所での活動などで、あなたががんばったと思うことや、やってよかったと思うことを書いてください。

4　この学校でやってみたいことを書いてください。

（注意）志願者本人が作成してください。記入等にあたっては、保護者など他の人に行ってもらってもかまいません。

（様式 K112 表）Ａ４判　　<共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用>

令和９年度入学者選抜

※印は設置校で記入する

受験番号	※

自　己　申　告　書

大阪府立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等支援学校長　様
（設置校：　大阪府立＿＿＿＿＿＿＿高等学校）
下記のとおり、申告します。

志願者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

1　この学校を受験しようと思った理由を書いてください。

（注意）志願者本人が作成してください。記入等にあたっては、保護者など他の人に行ってもらってもかまいません。また、裏面にも記入欄があります。

（様式 K112 裏）　　志願者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　中学校等の学習の中で、あなたががんばったと思うことや、やってよかったと思うことを書いてください。

3　クラブなど中学校等での活動、中学校等以外の場所での活動などで、あなたががんばったと思うことや、やってよかったと思うことを書いてください。

4　この学校でやってみたいことを書いてください。

（注意）志願者本人が作成してください。記入等にあたっては、保護者など他の人に行ってもらってもかまいません。

（様式 K121）Ａ４判

＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞

入学志願特別事情申告書

令和　9　年　　月　　日

大阪府立……高等支援学校長　様

（　　本　　校　　）

志願者名……

保護者名……

（保護者代理名……）

下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、よろしくお取り計らい願います。

本　　人		名前	現住所 （住民票登録地） 予定・居所
		学校　令和　9　年　3　月　卒業見込み	
保護者	父	名前	現住所 （住民票登録地） 予定・居所
	母	名前	現住所 （住民票登録地） 予定・居所
保護者代理		名前 本人との関係（　　）	現住所 （住民票登録地）

特別事情（具体的に記入すること）

（様式 K122）Ａ４判　　<共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用>

入学志願特別事情申告書

令和　9　年　　月　　日

大阪府立＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿高等支援学校長　様

（共　生　推　進　教　室
（設置校：大阪府立＿＿＿＿＿＿高等学校）

志願者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者代理名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、よろしくお取り計らい願います。

本　　人		名前	現住所 （住民票登録地） 予定・居所
		学校　令和　9　年　3　月　卒業見込み	
保護者	父	名前	現住所 （住民票登録地） 予定・居所
	母	名前	現住所 （住民票登録地） 予定・居所
保護者代理		名前 本人との関係（　　）	現住所 （住民票登録地）

特別事情（具体的に記入すること）

（様式 K151 表 ）Ａ４判

＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞

※印は高等支援学校で記入する。

令和９年度

受験番号	判　定
※	※
追検査	追検査

調　　査　　書

入学者選抜の種類 （該当する選抜に〇をつけてください）		高等支援選抜		高等支援補充選抜

ふりがな		性別	
名　前			平成　　年　　月　　日生 令和　　年　　月　　卒業見込み

各教科の学習に関する記録	
国　　語	
社　　会	
数　　学	
理　　科	
音　　楽	
美　　術	
保健体育	
技術・家庭	
英　　語	

（様式 K151 裏 ）Ａ４判

活　動　/　行　動　の　記　録
総合的な学習の時間に関すること
特別活動や校内・校外での活動に関すること
生徒の良さや優れた点、成長の状況に関すること
本書の記載事項に誤りのないことを証明する。 学校所在地 （電話　　） 学　校　名 校　長　名 令和　　年　　月　　日

（様式 K152 表 ）Ａ４判

＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞

※印は設置校で記入する。

令和９年度

受験番号	判　定
※	※

調　　査　　書

入学者選抜の種類 （該当する選抜に ○をつけてください）		共生推進教室選抜
		共生推進教室補充選抜

ふりがな		性別	
名　前			平成　　年　　月　　日生 令和　　年　　月　　卒業見込み

教　科　の　学　習　に　関　す　る　記　録

総　合　的　な　学　習　の　時　間　に　関　す　る　記　録

（様式 K152 裏）

活　動　/　行　動　の　記　録
特別活動や校内・校外での活動に関すること
生徒の良さや優れた点、成長の状況に関すること

本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

学校所在地

（電話　　）

学　校　名

校　長　名

令和　　年　　月　　日

（様式 K154）Ａ４判　　＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞

令和　　年　　月　　日

立　　学校
校長　　様

立　　学校
校長

貴校から転学した生徒の調査書について（照会）

標記については、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項により定められた作成日に在学している中学校等が作成することになっております。

つきましては、下記の生徒について、選抜の調査書に使用する資料を別紙（様式 K156）により令和____年____月____日（__）までに回答願います。

御多用の中と存じますが御対応よろしくお願いいたします。

記

生徒名	回答いただく学年

問い合せ先・回答先
住　　所
電話番号
学校名
担　　当

（様式 K155）Ａ４判　　＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞

令和　　年　　月　　日

立　　学校
校長　　様

立　　学校
校長

貴校から転学した生徒の調査書について（照会）

標記については、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項により定められた作成日に在学している中学校等が作成することになっております。

つきましては、下記の生徒について、選抜の調査書に使用する資料を別紙（様式 K157）により令和____年____月____日（__）までに回答願います。

御多用の中と存じますが御対応よろしくお願いいたします。

記

生徒名	回答いただく学年

問い合せ先・回答先
住　　所
電話番号
学校名
担　　当

（様式 K156表） Ａ４判

＜高等支援選抜・高等支援補充選抜用＞

令和　　年　　月　　日

立　　学校

校長　　様

立　　学校

校長

本校から転学した生徒の調査書について（回答）

照会のあった内容について、下記の記載事項に誤りのないことを証明する。

記

ふりがな		性別	昭和・平成　　年　　月　　日生
名　前			

各教科の学習に関する記録	
国　　語	
社　　会	
数　　学	
理　　科	
音　　楽	
美　　術	
保健体育	
技術・家庭	
英　　語	

(様式 K156 裏)

活　動 / 行　動　の　記　録
総合的な学習の時間に関すること
特別活動や校内・校外での活動に関すること
生徒の良さや優れた点、成長の状況に関すること

（様式 K157 表）Ａ４判　　＜共生推進教室選抜・共生推進教室補充選抜用＞

令和　　年　　月　　日

立　　学校

校長　　様

立　　学校

校長

本校から転学した生徒の調査書について（回答）

照会のあった内容について、下記の記載事項に誤りのないことを証明する。

記

ふりがな		性別	昭和・平成　　年　　月　　日生
名　前			

教科の学習に関する記録

総合的な学習の時間に関する記録

(様式 K157 裏)

活　動　／　行　動　の　記　録
特別活動や校内・校外での活動に関すること
生徒の良さや優れた点、成長の状況に関すること

大阪府
教育庁教育振興室支援教育課・高校改革課　　令和８年 10 月発行
〒540-8571　大阪市中央区大手前２丁目 ／ TEL 06(6941)0351

ほめる、笑う、しかる。
大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～